

水道水飲用の促進に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）は、水道水の飲用促進による水需要の増加を目指すとともに、マイボトルの利用によるプラスチックごみの削減を進め、将来世代に水道を引き継げるよう、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力し、次の取組を推進することを目的とする。

- 水道水飲用促進による水需要の増加・蛇口回帰
- プラスチックごみ削減
- 市民、特に将来を担う子どもたちに対する水道の啓発

（定義）

第2条 本協定において「給水機」とは、水道直結で浄化フィルターを搭載しているウォーターサーバー『ウォータースタンド』を指す。

（連携の内容）

第3条 甲及び乙は、水道水飲用促進に向けた率先行動として甲が実施する「マイボトル対応型の給水機設置」による連携協力の下、給水機を通して水道水のおいしさを市民に認識していただき、蛇口回帰を目指すとともに、マイボトル利用によるプラスチックごみ削減の促進に取り組む。

（甲の取組）

第4条 甲は、次の取組を実施する。

- 給水機を活用した水道水飲用促進を図る。
- マイボトル利用促進によるプラスチックごみの削減を図る。
- 市民、特に子どもたちに対して、水道水のおいしさや安全性を啓発する。
- 本協定に基づく取組について、市内外に周知を図る。

（乙の取組）

第5条 乙は、次の取組を実施する。

- 乙の事業活動において、甲の「マイボトル対応型の給水機設置」に協力し、市民に水道水飲用を促進する。
- マイボトル利用を積極的に啓発する。
- 市民・事業者との連携によるプラスチックごみ削減の解決に向けた取組に参加し、知見及び技術等を提供する。

（有効期限）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から2027（令和9）年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙からの終了の申出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、業務により知りえた秘密情報を、相手方の事前承認を得ずに第三者に開示し、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（協議事項）

第8条 本協定に基づく取組内容の詳細については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2026（令和8）年3月24日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市

水戸市長 高橋 靖

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目463番地

乙 ウォータースタンド株式会社

代表取締役 本多 均